

有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」認定要領

(目的)

第1条 この要領は、有田市原産地呼称管理要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定により、有田市原産地呼称管理委員会みかん委員会（以下「みかん委員会」という。）が認定するみかんの基準（以下「認定みかん基準」という。）を定め、みかん委員会及び有田市原産地呼称管理委員会みかん官能審査委員会（以下「みかん官能審査委員会」という。）がこの基準に適合するみかんを審査及び認定することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「認定みかん」とは、認定みかん基準に適合したみかんをいう。

(認定対象)

第3条 認定の対象は、当該年産のみかんとする。

(申請者)

第4条 申請者は、個人・生産組織・その他みかん委員会が認める者で、認定みかんの生産販売を目指す者とする。

2 前項の「その他みかん委員会が認める者」とは、市内に事業所を有する農業協同組合等で、生産者を統括し、かつ、消費者に対して認定みかんについての責任を持つことができるのみかん委員会が認める者とする。

3 第1項の申請者は、前年度に要綱第30条の規定により認定を取り消されていない者であること。

(生産者の基本姿勢)

第5条 生産者は、適切な肥培管理により、食味の向上を目指した栽培を行うよう努めること。

(認定の基準)

第6条 認定みかん基準は別表のとおりとする。

(申請)

第7条 要綱第19条の規定による申請は、みかん委員会が別に定める期日までに有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」認定申請書（様式1。以下「認定申請書」という。）をみかん委員会委員長に1部提出するものとする。

2 申請者は、認定みかん基準に規定する審査及び官能審査を受験するため、みかん官能審査委員会が定める審査要領に基づき、審査対象みかんをみかん委員会委員長に提出するものとする。

3 前項の審査対象みかん提出時に、原産地呼称管理制度「認定みかん」栽培実績等報告書（様式2）をみかん委員会委員長に1部提出するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、認定申請書を提出した後、有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」認定申請取下げ書（様式3）をみかん委員会委員長に1部提出することをもって申請

を取下げることができるものとする。

(審査基準及び方法)

第9条 要綱第20条の規定による審査は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) みかん委員会は、提出された認定申請書について書類審査を行うものとする。
- (2) みかん委員会は、認定みかん基準の確認及び申請書記載事項の確認のため、必要に応じて現地審査を行うものとする。
- (3) 現地審査は、みかん委員会の他みかん官能審査委員会及び市が実施できるものとする。
- (4) みかん委員会は、申請者に審査対象みかんを提出させ、品質審査を行うものとする。
- (5) みかん委員会は、書類審査、現地審査及び品質審査の結果を申請者に通知する。
- (6) みかん官能審査委員会は、みかん委員会が官能審査以外の認定みかん基準に適合したと認めたみかんについて、別に定める規定により官能審査を実施するものとする。

(認定書の交付)

第10条 要綱第21条第1項の規定により認定されたみかんについて、認定書（様式4）を交付するものとする。

(認定みかんの表示)

第11条 要綱第23条及び第24条の規定による認定みかんの表示は、みかん委員会が別に定めるところにより行うこととする。

(認定台帳)

第12条 みかん委員会は、有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」認定台帳（様式5）を作成し、保管するものとする。

(認定みかんの出荷)

第13条 認定を受けた申請者（以下「認定申請者」という。）は認定みかん基準を満たすみかん以外を認定みかんとして出荷することができない。

- 2 認定みかんは、収穫後最適な時期に出荷しなければならない。

(認定みかんの調査等)

第14条 みかん委員会は認定申請者に対し、無作為抽出のうえ、要綱第29条に基づく立入調査等を行うことができる。

- 2 認定申請者は、要綱第29条に基づく立入調査等が行われる場合これに協力しなければならない。
- 3 認定申請者は、認定みかんの生産から出荷の情報を確認できる書類を整えておかなければならない。

(認定みかんの出荷結果報告)

第15条 認定申請者は、認定みかんの出荷が終了したときから15日以内に有田市原産地呼称管理制度「認定みかん」出荷実績報告書（様式6）をみかん委員会委員長に1部提出するものとする。

(認定品のPR)

第16条 認定申請者は、認定みかんのPRに励むとともに、有田市原産地呼称管理制度のPRに努めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年6月18日から施行する。

別表

認定みかん基準

区分	基準項目	基準
生産地	栽培地	・有田市内であること
	地区設定	・統一した栽培方法で、委員会が認定した園地であること
	生産面積	・基準を満たす園地面積が5a以上であること
生産	品種	・温州みかんであること
	農薬使用	・農薬取締法に基づき登録された農薬を、適正に使用し、使用履歴を記録すること
	履歴	・生産から出荷までの履歴が整理されており、必要に応じて開示できること ・履歴の裏付けとなる使用した農薬・肥料等の伝票類を、認定日から1年間保管しておくこと
	等級	・秀とする
	階級	・2S、S、M、Lとする (ただし、2Lについては、条件付きで認めるものとする)
	品質検査	・サンプル検査において、糖度が12度以上、酸度が1.0%以下であること
出荷	形態	・10kg以下の箱詰めとすること
	期限	・認定品としての出荷は、収穫後 最適時期にすること
官能審査		・別に設置する「みかん官能審査委員会」が規定する食味等の審査に合格すること